

備 一 第 3 1 号  
( 備 二 、 保 安 )  
令 和 3 年 1 2 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

### 無人航空機の登録制度等の導入等について

無人航空機の登録制度等の導入等を内容とする無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号。以下「改正法」という。）は、令和2年6月24日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

今般、国土交通省において、施行期日や制度の詳細を定める政省令及び通達等が整備されたところであり、これらの概要及び留意事項は下記のとおりであるので、対応に遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 1 概要

##### (1) 施行期日

改正法は令和4年6月20日に施行することとされ、改正法附則第1条第3号に掲げる規定は令和3年12月20日に施行することとされた（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第316号））。

つまり、無人航空機の重量の見直し及び登録制度は令和4年6月20日に、事前の登録申請は令和3年12月20日に開始することとされた。

##### (2) 無人航空機の重量の見直し

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第22項の国土交通省令で定める機器は、重量が100グラム未満のものとされた（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第5条の2）。

つまり、法の規制対象となる「無人航空機」に、100グラム以上200グラム未満の機器を新たに追加することとされた。

##### (3) 無人航空機の登録制度の導入

無人航空機の登録制度は、国土交通大臣が作成する無人航空機登録原簿に登録を受け、かつ、通知された登録記号の表示等の措置を講じた無人航空機でなければ、これを航空の用に供してはならないこと等を内容とするものであり、その概要は次のとおりである。

## ア 無人航空機登録原簿の記載事項

無人航空機登録原簿に記載する事項は、次のとおりとされている（規則第236条の3第1項）。

無人航空機の種類、型式、製造者、製造番号及び登録記号、所有者の氏名又は名称及び住所、登録の年月日、使用者の氏名又は名称及び住所、無人航空機の重量の区分、無人航空機の改造の有無、所有者及び使用者の連絡先、リモートID機能（登録記号を識別するための信号を、電波を利用して送信することにより、遠隔で登録記号の識別を可能とする機能）の有無並びにその他国土交通大臣が必要と認める事項

## イ 登録が不要となる場合

補助者の配置等の飛行させる区域の周辺の安全を確保するための措置を講じた上で行う研究開発目的の飛行及び製造過程において行う飛行については、あらかじめ国土交通大臣に必要な事項を届け出ること等を要件として、登録が不要とされている（規則第236条）。

なお、法第132条の3の規定により、都道府県警察が航空機の事故その他の事故に際し捜索又は救助のために行う無人航空機の飛行については、必要な許可又は承認を要しないこととされているものの、法第131条の4の規定による登録を要することに留意されたい。

## ウ 登録を受けることができない無人航空機の要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する無人航空機は、登録を受けることができないこととされている（規則第236条の2第1項）。

- (ア) その飛行による事故の発生その他の事情を勘案し、航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあると認められるものとして、国土交通大臣が指定した無人航空機又は国土交通大臣が指定した装備品を装備した無人航空機
- (イ) 表面の突起物（飛行に必要なものを除く。）その他の航行中の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に接触した場合においてその安全を著しく損なうおそれがある構造を有する無人航空機
- (ウ) 遠隔操作又は自動操縦が著しく困難な無人航空機

## エ 無人航空機の登録の更新、登録事項の変更及び登録の抹消

### (ア) 登録の更新

登録を受けた無人航空機の登録の有効期間は、3年間とされている（規則第236条の8第1項）。また、登録の更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の1月前から行うことができることとされ、更新後の有効期間は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算した3年間とされている（規則第236条の9）。

### (イ) 登録事項の変更

登録を受けた無人航空機の所有者は、所有者又は使用者の氏名、住所等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣に届け出なければならないこととされている（法第131条の10）。また、無人航空機の登録事項の変更の届出をしようとする者は、登録記号、変更の事由等の所定の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならないこととされてい

る（規則第236条の10）。

(ウ) 登録の抹消

登録を受けた無人航空機の所有者は、当該無人航空機が滅失し、又は解体をしたとき等は、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣に登録の抹消の申請をしなければならないこととされている（法第131条の13）。また、無人航空機の登録の抹消の申請をしようとする者は、登録記号、抹消の事由等の所定の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないこととされている（規則第236の11）。

オ 手数料の納付

無人航空機の登録又は更新を申請する者が法第135条第23号又は第24号の規定により納付すべき手数料の額は、2400円（同時に他の登録又は更新の申請を行う場合の当該他の登録又は更新にあつては、2000円）とされている（航空法関係手数料令（平成9年政令第284号）第8条第1項）。

また、上記にかかわらず、電子申請により登録又は更新を申請する者が納付すべき手数料の額は、個人番号カード又はGビズIDを用いる場合は900円（同時に他の登録又は更新の申請を行うときの当該他の登録又は更新にあつては、890円）、それ以外の場合は1450円（同時に他の登録又は更新の申請を行うときの当該他の登録又は更新にあつては、1050円）とされている（同令第8条第2項）。

カ 登録記号の通知

無人航空機の登録をした際に国土交通大臣から申請者へ登録事項を通知する方法は、書面又は電磁的方法とされている（規則第236条の5）。

キ 登録記号を識別するための措置

登録を受けた無人航空機の所有者は、登録記号の通知を受けたときは、無人航空機の登録記号を識別するための措置として、次の(ア)及び(イ)の措置を講じなければならないこととされている（規則第236条の6）。

(ア) 機体表面への物理的な表示

無人航空機の表面に、耐久性のある方法で鮮明に登録記号を表示することとされている（同条第1項第1号）。

なお、国土交通省の無人航空機登録要領では、無人航空機の材質や飛行形態に応じ、登録記号を印字したシールの貼付、油性ペンでの記載、スプレーによる塗装、刻印等から適切な方法を選択することができるなどとされている。

(イ) リモートID機能の搭載

無人航空機に内蔵又は外付けのリモートID機能を搭載すること（同条第1項第2号）。

ただし、次のaからdまでに掲げる飛行については、リモートID機能の搭載義務が免除されている（同条第2項）。

- a あらかじめ国土交通大臣に届け出たところにより補助者の配置や飛行範囲の明示をした上で限られた区域（特定区域）の上空において行う飛行
- b 十分な強度を有する紐等で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行
- c 警察庁、都道府県警察又は海上保安庁その他国土交通大臣が指定する機関の業務であつて警備その他の特に秘匿を必要とするもののために行う飛行

なお、警察庁又は都道府県警察における「警備その他の特に秘匿を必要とする」業務の例として、警備実施、犯罪捜査等が想定される。

d 事前の登録申請がされた無人航空機が行う飛行

なお、上記dの無人航空機とは、改正法附則第3条、航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第72号）附則第3条及び航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行前に製造された無人航空機（同令附則第二条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートID機能を備えることが困難であるものを指定する告示（令和3年国土交通告示第1465号）に基づき、登録制度の施行の日（令和4年6月20日）前に登録の申請がされた無人航空機を指す。

加えて、無人航空機を飛行させる者は、上記aからdまでに掲げる飛行を行う場合を除き、当該無人航空機を飛行させる前にリモートIDの作動状況を確認しなければならないこととされている（法第132条の2第1項第2号及び規則第236条の16第1項第5号）。また、当該作動状況の確認に当たっては、外部点検及び作動点検を行わなければならないこととされている（規則第236条の16第2項）。

ク 整備及び改造の義務並びに国土交通大臣の是正命令

登録を受けた無人航空機の利用者は、整備及び必要に応じた改造を行うことにより、当該無人航空機を、無人航空機の登録を受けることができない上記ウ(ア)から(ウ)までに該当するもの又は無人航空機の登録記号を識別するための上記キ(ア)及び(イ)が講じられていないものとならないように維持しなければならないこととされている（法第131条の9）。

また、国土交通大臣は、登録を受けた無人航空機が、無人航空機の登録を受けることができない上記ウ(ア)から(ウ)までに該当するもの又は無人航空機の登録記号を識別するための上記キ(ア)及び(イ)が講じられていないものとなったと認めるときは、当該無人航空機の所有者又は利用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている（法第131条の11）。

ケ 罰則等

(ア) 無登録の無人航空機の飛行

無人航空機を登録を受けずに航空の用に供した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（法第157条の4）。

(イ) 登録記号を識別するための措置を講じていない無人航空機の飛行

登録記号を識別するための措置を講じずに無人航空機を航空の用に供した者は、50万円以下の罰金に処することとされている（法第157条の6第1号）。

(ウ) リモートID機能の作動状況の飛行前確認の懈怠

リモートID機能の作動状況を確認せずに無人航空機を飛行させた者は、50万円以下の罰金に処することとされている（法第157条の6第4号）。

(エ) 是正命令の違反

国土交通大臣の是正命令に違反して、登録を受けた無人航空機を航空の用に供した者は、50万円以下の罰金に処することとされている（法第157条の6第2号）。

(オ) 登録事項の変更届出の懈怠等

登録を受けた無人航空機の登録事項の変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は登録の抹消の申請をしなかった者は、30万円以下の過料に処することとされている（法第161条第4号及び第5号）。

2 留意事項

(1) 小型無人機等所有者情報等照会システムの活用

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第1条の重要施設の警戒警備をはじめとする各種警察活動において、小型無人機等の飛行の適法性、所有者情報等の確認を行うことができるよう、小型無人機等所有者情報等照会システム（以下「システム」という。）が整備され、令和3年12月20日に運用が開始される。

警備第一課、警備第二課、その他取締りを担当する所属においては、当該所属のほか各警察署等の関係職員をシステムに十分習熟させるとともに、登録制度の導入後の業務にシステムを積極的に活用することとされたい。

(2) 無人航空機の所有者としての対応

今回の登録制度の導入により、警察が所有する無人航空機についても、必要な登録を行わなければ航空の用に供することができないこととなる。そのため、無人航空機を所有する所属においては、従前は法の規制対象外であった100グラム以上200グラム未満の無人航空機を含め、登録が必要な無人航空機を精査した上、可能な限り、登録が義務化される令和4年6月20日の前までに登録の申請を行うこととされたい。

3 その他

参考として、次の資料を添付する。

- (1) 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第316号）
- (2) 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和3年政令第317号）
- (3) 航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第72号）
- (4) (3)の新旧対照条文
- (5) 航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行前に製造された無人航空機（同令附則第二条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートID機能を備えることが困難であることを指定する告示（令和3年国土交通省告示第1465号）
- (6) 無人航空機登録要領（令和3年11月25日付け国官参次第116号）

担当 警備第一課警備第二係

※ 添付資料省略